

# 生徒心得

本校の教育目標にもとづき、自由にして規律のある学校生活を送るために、協力して生徒心得を守ろう。

## 〔1〕一般

1. 自ら学ぼうとする熱意をもって学習し、皆で協力して、ホームルーム・生徒会・部・同好会の活動を高めよう。
2. 礼儀をわきまえ明るく正しい言動を心がけ、高校生としての品位と節度を保とう。
3. きめられた清掃をするだけでなく、自ら進んで環境美化に努めよう。
4. 校舎・校具を大切にしよう。
5. きめられた時間を守ろう。

## 〔2〕登校・下校

1. 始業の予鈴までに登校する。ただし、特別な場合を除いて 7 時 30 分以前には登校しないこと。
2. ホームルーム、生徒会または部・同好会で早朝活動（7 時 30 分～8 時 15 分）が必要な場合、担任または顧問、生活指導部の許可（「特別活動願」を提出する）を得て活動することができる。この場合原則として指導教員の付添いを必要とする。
3. 登校後、授業終了まで校外に出ない。ただし、やむを得ない用事で外出する時は、担任または関係教員の許可をうけること。
4. 放課後は 18 時までには下校する。ただし、考査 1 週間前から考査最終日前日までは 17 時までには下校する。
5. ホームルーム、生徒会または部同好会で居残り活動が必要な場合は、担任または顧問及び生活指導部の許可（「特別活動願」による）を得て、定められた下校時間を過ぎて活動することができる。この場合、指導教員の付添いを必要とする。

## 〔3〕休日における登校及び部活動等

1. 休日は原則として登校しない。
2. 休日に登校の必要がある場合には、関係教員の許可を得て、4 日前までに生活指導部へ「行事頼」を提出して許可を得る。この場合、指導教員の付添いを必要とする。
3. 授業のない土曜日の部活動は部・同好会規約に従って行う。

## 〔4〕服装

1. 登校、下校の際は、本校指定の制服・バッジを着用し、靴履きとする。
2. 制服着用にあたって
  - (1) 制服は、本校指定のものを着用する。
  - (2) 6 月～9 月は夏服の着用ができる。ブレザーは着用しなくともよい。

- (3) シャツは白色のものとする。
  - (4) ネクタイは学校行事などの場合は、全員が所定のものを着用する。
  - (5) 破損などのやむを得ない事情で、所定外の服装をする場合は、生徒手帳の諸届け欄に記入し、担任に届ける。
- 3. 校舎内においては上履きを用いる。上履きは定められたものを使用し、学年によって色を指定する。
  - 4. 身だしなみは端正なものを心がける。

## **[5] 所持品**

- 1. 不必要な多額の金額、娯楽品、危険物などは持参しない。
- 2. 拾得物、または所持品の紛失・盗難はただちに生活指導部に届ける。